

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう（条文解説）](#) 第6章 司法 (2)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

### 日本国憲法を知ろう（条文解説） 第6章 司法 (2)

#### 憲法第七十八条 【 裁判官の身分の保障 】

裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

#### 語句説明

- ①心身の故障・・・精神や肉体に異常が起こってはたらきがそこなわれること。
- ②弾劾・・・罪や不正を調べて、あかすみに出し責任を問うこと。裁判官や人事官などの非行・義務違反に対し、一定の訴追方式により、罷免する手続き。
- ③罷免・・・職務をやめさせること。
- ④懲戒処分・・・職務上の義務違反、不正または不当な行為に対して、制裁を加えること。戒告、過料など。

#### 概要説明

裁判官の罷免は、心身の故障、弾劾裁判（第64条）、最高裁判所の国民審査（第79条）に限定し、行政による懲戒処分を禁じました。このように、裁判官が外部から不当な圧力を受けず、職務を十分に果たせるよう、特別な身分保障をしています。

詳細は、裁判官分限法によって定めら、懲戒処分の内容を規定する同法2条では、「裁判官の懲戒は、戒告又は一万円以下の過料とする。」と規定しています。

[PDF版](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録****お申し込みはこちらです。**[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.